平成２４年（フ）第１４７２５号
東京都江戸川区大杉２丁目２―19
債務者　吉田　美咲（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４７２６号
東京都八王子市堀之内469―２―810　岡村方
債務者　神　眞由美
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４７２７号
東京都八王子市堀之内469―２―810
債務者　岡村　琴音（旧姓神）
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４７２８号
東京都練馬区東大泉５丁目40―９―105
債務者　神　　信子
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４７２９号
東京都渋谷区神泉町10―９―207
債務者　吉田　泰子
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４７３４号
東京都大田区本羽田２丁目４―10―507
債務者　西尾　英樹
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４７３７号
東京都東村山市栄町２丁目30―31―402
債務者　鎌田　吉寿
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４７３８号
千葉県船橋市日の出１丁目１―４―217
債務者　川島　健蔵
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４７４２号
神奈川県川崎市多摩区菅北浦３丁目15―11―304
債務者　東岡　政喜
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４７４６号
東京都青梅市畑中３丁目899―22
債務者　正木　美樹
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４７４７号
東京都大田区蒲田５丁目49―３―802
債務者　島村　英一
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４７５８号
神奈川県秦野市渋沢１―26―３―102　落合方、住民票上の住所東京都足立区梅田７丁目15―４―202
債務者　水巻　直子（旧姓松崎）
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９７号
愛知県岡崎市上和田町字荒野18番地　県営上和田団地５―108
債務者　水田　佳克
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月28日午後１時50分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１４７２３号
東京都北区神谷１丁目31―５―101
債務者　掛川　義一
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４０号
熊本県球磨郡あさぎり町上東53番地２、前住所熊本県球磨郡錦町大字木上南1355番地
債務者　福本　卓樹
1　決定年月日時　平成24年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月22日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部